

1 目的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

2 基本理念

- (1) 本校は、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人ひとりの尊厳を重んじ相互に尊重し合う社会の実現のために、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、生徒に対して、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないと強い認識を持たせることに努める。

3 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組み

(1) 人権教育の推進

生徒や教職員自らの人権的言語環境を整備するとともに、人権に関するホームルーム活動や人権講演会等を通して、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになる態度を育てる。

(2) 特別活動の充実

ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事さらに部活動等の集団活動を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるために、事前・事後指導の充実を図る。

4 いじめの未然防止のための取組み

(1) 教育相談体制の充実

毎月行う「こころとからだのアンケート」を通して、生徒一人ひとりの状況や変化をきめ細やかに把握し、クラス担任による定期的な個別面談等や教育相談担当による面談を通して、人間関係での悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言やクラス全体への働きかけによって好ましい人間関係の構築を図る。

(2) 生徒への啓発

いじめが絶対に許されない行為であること、観衆や傍観者が及ぼす影響等についてSTやLT、アセンブリーや学年集会等において生徒への注意喚起に努める。SNS等インターネットに係るいじめに関する現状と対策について外部講師による講演会を実施し生徒への注意喚起に努める。

5 いじめの早期発見のための取組み

(1) 自己チェックシステムの活用

生徒は毎日の生活を振り返るための自己チェックとともに、アンケートによるいじめ状況調査を月に一度行う。これらの結果を、クラス担任、学年主任、生徒支援部が速やかに収集・分析し、いじめの兆候や生徒からのSOSを早期に発見するための判断材料とする。この情報をもとに、必要に応じて個別面談や関係機関との連携等の具体的な事案対処へと迅速につなげる。

(2) 保護者との連携

日頃から保護者との情報交換を密にすることで、家庭生活における生徒の変化を見逃すことなく、いじめ等の早期発見に努める。

(3) 外部機関との連携

敦賀警察署（スクールサポーター）や敦賀市少年愛護センター等の外部機関と定期的に情報交換の中で学校外におけるいじめ等問題行動の早期発見に努める。

6 いじめの解決に向けた取組み

（１）被害生徒・加害生徒への迅速な対応

複数の関係者からの情報収集および事実確認をした上で、被害生徒の安全を最優先に考え、加害生徒に対しては毅然とした態度で指導に当たる。被害生徒に対して、継続的なカウンセリングを行うなどメンタル面のサポートを十分に行い、安心して学校生活を送れるように努める。加害生徒に対して、いじめに至った背景等をカウンセリング等により聞き取り、被害生徒の感じる被害性を十分に理解させた上で生徒の立ち直りと再発防止に努める。

なお、いじめ解消については以下のような点に留意して判断する。

- ・ いじめに係わる行為が止んだ後、相当の期間（３か月を目安）を経過していること。
- ・ 被害生徒が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認すること。

（２）保護者との連携被害

生徒および加害生徒の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの定義や状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と今後の指導についての協力を得る。

（３）外部機関との連携

必要に応じて、敦賀警察署（スクールサポーター）や敦賀市少年愛護センター等の外部機関と連携を取りながら解決に向けた最善の方法を講じる。犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案については、県教育委員会および敦賀警察署等と連携して対処する。

7 いじめ問題に取り組むための校内組織

（１）いじめ等対策委員会

いじめの未然防止、早期発見、早期対応を推進するため、学校として組織的に対応する中心として「いじめ等対策委員会」を設置する。本委員会では、いじめに関する情報を集約・共有し、具体的な対策を協議することで、迅速かつ実効性のある対応につなげる。委員会の会議は、いじめの発生状況などを踏まえ、必要に応じて開催する。

（構成員）校長、教頭、総務部長、生徒支援部長、生徒支援部風紀係、保健主事、教育相談担当、各学年主任、養護教諭

（活 動）・いじめ問題対応の年間計画の作成

- ・ 校内のいじめの現状把握と指導方針・対策の決定

（２）いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解決に向けた取組みを行う。

（構成員）生徒支援部長、当該学年主任、教育相談担当、クラス担任、部活動顧問等

（活 動）・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・ 当該いじめ事案の対応の経過の確認および対応方針の修正

8 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

- ・ 重大事態が発生した旨を県教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 「いじめ調査専門委員会」が行う事実関係を明確にするための調査に協力する。

9 学校評価における留意事項等

（１）いじめ問題に適正に対処するため、次の２点を学校評価の項目に加え、本校の取組みを評価する。

- ・ 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組みやいじめの未然防止のための取組みに関すること。
- ・ いじめの早期発見や早期解決に向けた取組みに関すること。

（２）この基本方針は、本校のホームページに公開する。